

平成21年4月28日

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」御中

医薬品の通信販売継続に向けたお願い

NPO 法人日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤 玄利
楽天株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

私たち医薬品の通信販売に携わる事業者は、一般用医薬品を選択する消費者の視点に立って、医薬品のリスクの程度に応じた専門家の関与のもと、適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するための今回の法改正の趣旨に、強く賛同しております。ここにいたるまでには、委員の皆様の長年にわたる真摯なご議論・ご努力があったものと考えております。

そして、これまでの検討会を通じて、委員の皆様が医薬品の通信販売について危惧されていることを、私たちとしても再認識してまいりました。また、医薬品の通信販売制度については別に場を設けてしっかり議論すべきだというご意見もございました。皆様の懸念をできる限り解消するため、医薬品の通信販売については引き続き十分にご審議いただきたいと私たちも考えております。

しかしながら、省令が施行される6月までには時間的な猶予が残されておりません。このまま6月1日を迎え、第3類医薬品のための郵便等販売しか認められない場合、通信販売を通じて医薬品を購入する方々が、第3類医薬品以外の医薬品を突然購入できなくなることを意味し、その結果として、健康維持等にも影響が及ばないとはいえ、混乱すらおきかねないと感じております。また、通信販売を通じて生活者の健康維持の一役を担ってきた中小の薬局または店舗は窮地に追い込まれ、多くの事業者が事業継続の危機に瀕することとなります。医薬品販売に携わる事業者の一員としてそのような事態は耐え難く、万策を尽くして避けるべきであると想いを強くしております。

私たちは業界として、今後よりいっそう、個々の事業者が業界安全策を厳格に守るよう、強く求めていく所存でございます。また、業界安全策とそのあり方につきましては、引き続き、消費者や関連する業界の皆様、有識者の皆様にご指導・ご教授いただきながら、継続的に検討を加え改善を図り続けてまいりたいと考えております。

さらにご指摘もありました通り、ネット等販売においても不適切な販売を行う事業者は、厳に排除されなければならないと認識しております。そのためには自主規制にとどまらず、一定の強制力をもって行政が監視指導できる方策が必要であると考えております。この検討会において業界安全策をもとにご議論いただきたいという思いが変わるところはございませんが、法令によって強力に実効性を担保するためにも、法令整備に関する議論に着手していただけますようお願い申し上げます。

検討会委員の皆様におかれましては、制度が確立されるまで当分の間、通信販売ができるよう、下記のとおり措置を講じていただけますようお願い申し上げますとともに、厚生労働省におかれましては、新たな医薬品の通信販売制度の確立について議論する適切な検討の場を設置いただきますようお願い申し上げます。

記

当分の間、医薬品の通信販売ができるように、措置をご審議賜りますようお願い申し上げます。

このままでは6月1日以降、通信販売を通じて医薬品を購入する方々が突然医薬品を入手できなくなり、その健康維持に影響が及ぶだけでなく、薬局・店舗が窮地に追い込まれるなど混乱がおきる可能性があります。

そのような事態を避けるためにも、既に提案させていただいている業界安全策に加えて、

1) 取り扱う医薬品の範囲に関する制限

例：登録販売者を含めた専門家による情報提供が努力義務とされている第2類医薬品まで

2) 販売の方法に関する制限

例：販売記録簿への記録や保存等、業界安全策への取り組みを行政が容易に監視指導できる体制を整えること

3) 措置の期間に関する制限

例：通信販売を通じて医薬品を購入する方々が医薬品を入手できなくなったり薬局・店舗が経営上の窮地に追い込まれたりすることがなくなるための配慮がなされるまで当分の間

を条件として、これらを満足する薬局・店舗については通信販売を認めていただきますよう、お願い申し上げます。

以上